右ノ如キ事情ニ由リ従業員側ハ約束ニ違反シ全然
赤根ノ面目ヲ潰スニ至ツタ、赤根ノ權威ハ愈々
地ニ落チタ、辞職ノ勧誘ノ通知ニ立チ至ツタ、翌日
正午會同ハ赤根ノ欠席ニテ行ハレタ、外ナイ手段
ナリアツタ所謂掛引ヲ揚句ヤツタノデアラウ
同日ハ赤根モ謝罪スルコトニナツタ、其ノ結果元
ノ折衝ニ帰リ、遂ニトノコトニナリ交渉ヲ下
ニテ解決ノ上ナツタガ此點ヲ又新タナ事實ガ出来タ
其ハ會合ヲ期シテ双方ノ意見ヲ斟酌スル計画
ガ暴露シタ、其ノ上赤根ハ又奪取ノ解決ノ余
地ナクナツタ、遂ニ裁判ノ破壊ヲ至リ、赤根ハ
部下會員ヲ召集シテ従同仲間ニ斬込ミ若干ヲ
ナシタルヲ三田署長以下數十名ヲ取リ

3

シヅメタ上、三田署長ヲ折リシテ赤根白ニ従同
並例ヲ謝罪文ヲ出サシメテ遂ニ赤根ハ手
ヲ引クニ至ツタ。

第二 損 會社側ノ件

(一) 會社側ノ話、
(イ) 解傭退職手當 安全ニ對スル責任 絶對ニシナイ
依ツテハ従業員ヲ整理シテ就職ヲ阻止シテ居ル、然シ
極端ナ運動ニ關スル言行完全ニ多數ノ起シタ
會社ノ態度ハ策トシテ其ノ準備ヲスルノデアル
(ロ) 事務ノ變更、ハ勝手ニ出来ナイ、事務ハ株主ノ選
舉ニ由リテ勝手ニ出来ナイ、
(ハ) 手当モ物件 個人的ニハ支拂ハレル事ハ出来ナイ
(ニ) 損害賠償 賃金ハ労働ノ報酬デアル

財團法人協調會